

### 公立博物館の入館料は無料か有料か : 博物館のあるべき姿を問い直す

金山, 喜昭

---

(出版者 / Publisher)

法政大学資格課程

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学資格課程年報 / 法政大学資格課程年報

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

23

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2018-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014845>

# 公立博物館の入館料は無料か有料か

## —博物館のあるべき姿を問い直す—

法政大学キャリアデザイン学部教授 金山喜昭

### はじめに

2016（平成28）年4月、秋田県北秋田市の伊勢堂いせどう岱縄文館が開館した。伊勢堂岱遺跡は縄文時代後期の環状列石を有する遺跡であり、2001（平成13）年1月に国の史跡に指定された。それを受けて、北秋田市は遺跡の保存・活用・公開の拠点とするために同館を設置した。入館料は200円、但し児童は無料という扱いにしている。これについて史跡伊勢堂岱遺跡整備検討委員会（委員長：小林達雄たけお 國學院大學名誉教授）は、2017（平成29）年5月の最後の委員会において、入館料を全面的に無料にすることを北秋田市に要望した。メンバーは、委員長のほかに副委員長の富樫泰時（元秋田県立博物館長）、委員の熊谷常正（盛岡大学教授）、鈴木三男（東北大学教授）、沢田正昭（国土館大学教授）、木村一裕（秋田大学教授）、蒔田明史（秋田県立大学教授）、そして筆者である。

委員会が入館料を無料にすることを要望した理由は、博物館を教育施設とする考え方からすれば、それは無料でなければならないからである。図書館がその良い例である。しかし、全国各地の博物館は有料であったり無料であったりする。

そこで本稿は、まず人文系の公立博物館の入館料の取り扱いの実態がどのようになっているのかについて調べることにする。博物館法上は、博物館の入館料は原則無料扱いにすることとなっている。この場合の博物館とは、登録博物館のことを指すが、実際には博物館相当施設や類似施設も含めて呼ぶことが多い。少なくとも登録博物館についていえば、法律上は社会教育機関であることから、それらは無料扱いになっていると思われる。しかし、実際はどのようになっているのだろうか。さらに、入館料のあり方を通じて、博物館のあるべき姿についても考えてみることにする。

本稿は、そもそも問題意識をもった契機が伊勢堂岱縄文館であったことから、それと比較することのできるような館種の実状を知るために、公立の人文系博物館と総合博物館を対象にした。出典は、『博物館総覧』（日本博物館協会発行）に掲載されている館のうち、〈総合〉〈歴史〉〈郷土〉に分類される1,860館である。

### 1. 無料館と有料館の現状

#### (1) 公立博物館の状況

まず、該当する1,860館の常設展示の入館料の状況を見ると、無料は約4割（38%）、有料が約6割（62%）である。有料館の入館料の平均は266円となっている。2013（平成25）年12月に全国4,045館の博物館を対象に実施した「博物館総合調査」（有効回答2,258館）によれば、博物館の約3割（29.9%）が常設展を無料にしている。館種別にみると、総合（約4割）、郷土（約5割）、歴史（約4割）が無料となっている。これに比べて、動物園（約2割）、水族館（約1割）のように、料金の徴収状況は館種によって違いのあることが分かる。有料館の入館料の平均値は408円。館種別にみると、総合（317円）、郷土（257円）、歴史（312円）、動物園（823円）、水族館（1,268円）というように、動物園や水族館が高額に設定されている<sup>（註1）</sup>。

#### (2) 都道府県別の状況

さらに都道府県別に無料館と有料館の分布を見ることにする。その前に都道府県ごとに該当する館数を確認しておく（図1）。すると北海道が最も多く、次いで長野県、新潟県、東京都などのように、東日本の方が西日本よりも該当館の多いことが分かる。その理由については、この図を見る限り、東日本には、町村のような小規模自治体の博物館数が西日本よりも多いことが一因となっているようである。

次に、都道府県ごとに無料館と有料館の分布をみることにしよう。図2は、左から無料館の比率が高い順に都道府県を配列したものである。無料館と有料館には登録博物館と非登録博物館の区別ができるようにし、それぞれに該当する館数を表示した。この図から分かることは、無料館の割合が最も高い愛知県から福岡県までの都府県は、例数が少ない（仮に20台以下とする）佐賀県、香川県、和歌山県を除けば、愛知県、茨城県、東京都、栃木県、埼玉県、大阪府、千葉県、福岡県というように首都圏や大都市圏の中核的な都府県である。それに対して、有料館の割合が最も高い高知県をはじめとして、奈良県、青森県、長野県、滋賀県、岩手県、石川県あたりまでをみると、滋賀県が京阪都市圏に入るくらいで、他は大都市圏に入るものではない。

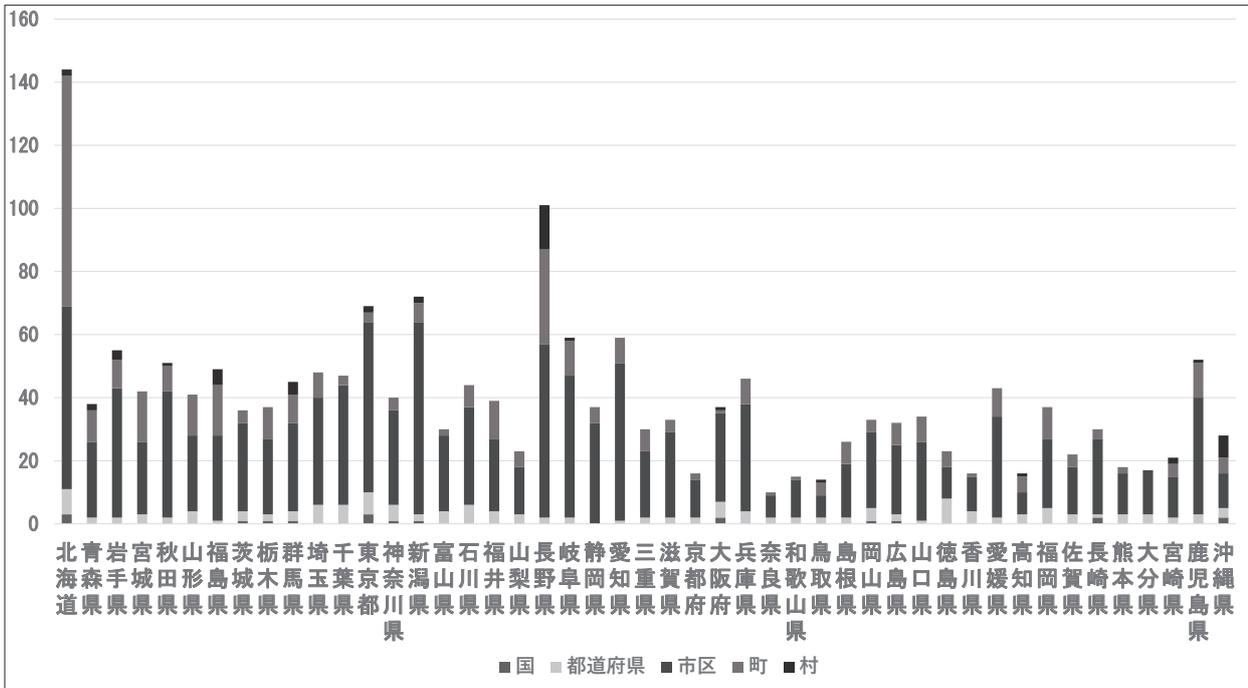


図1 都道府県別に見た公立博物館（総合・歴史・郷土系）数の分布

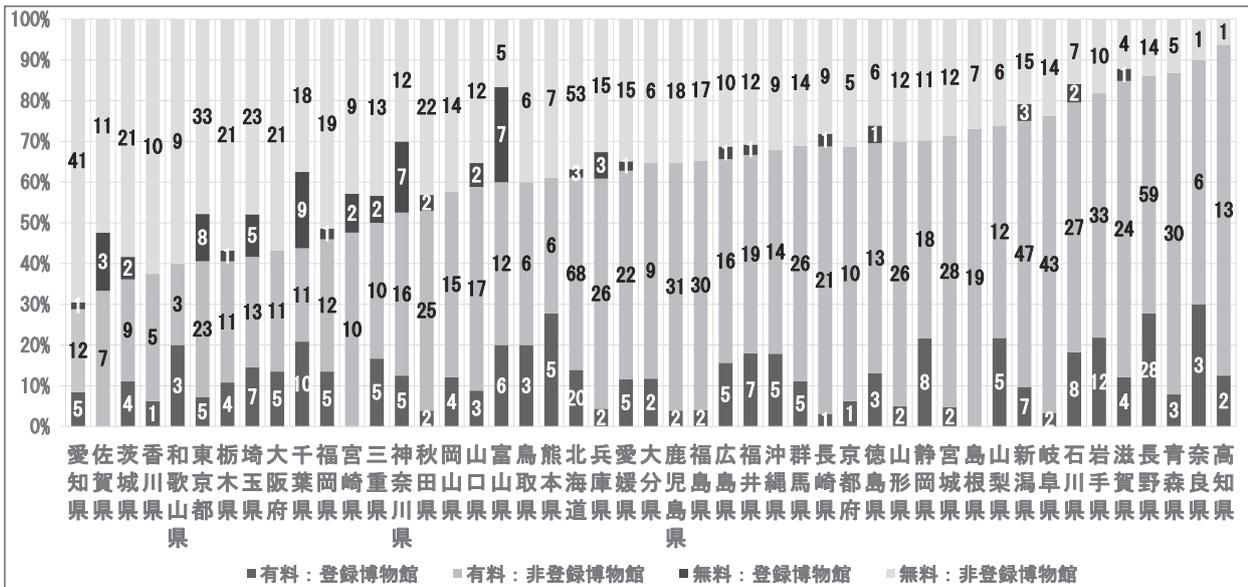


図2 都道府県別に見た無料館と有料館の比率

なぜ、二つのグループのように異なる傾向があるのだろうか。いろいろな理由が考えられるだろうが、無料館が多い都府県の共通性としては、人口規模が大きく経済力もある自治体が多く、比較的財政力があることから、博物館を無料にする傾向がありそうである。一方、有料館の多い高知県、奈良県、青森県、長野県、石川県では、博物館を収入を得るための観光資源とみているのかもしれない。

一例として、高知県では、県内へ観光客を誘導するために、2017（平成29）年～18（平成30）年の2年間に「志国高知 幕末維新博」という、県内の市町や

財団の博物館と資料館などをサテライトにした観光イベントを開催している。開幕日の2017年3月4日には、高知城の隣接地に、土佐藩主山内家に伝えられたコレクションを所蔵する高知県立高知城歴史博物館を開館させ、翌年の2018年春にはリニューアルした高知県立坂本龍馬記念館が開館する予定である。両館はそれぞれの年度にメイン会場となる。地域会場は、室戸世界ジオパークセンター（室戸市）、キラメッセ室戸 鯨館（室戸市）、中岡慎太郎館（北川村）、岡御殿（田野町）、安田まちなみ交流館・和（安田町）、安芸市立歴史民俗資料館（安芸市）、絵金蔵（香南市）、創造広場アクト

ランド（香南市）、県立歴史民俗資料館（南国市）、県立美術館（高知市）、高知城（高知市）、県立文学館（高知市）、高知市立自由民権記念館（高知市）、高知市立龍馬の生まれたまち記念館（高知市）、大原富枝文学館（本山町）、いの町紙の博物館（いの町）、佐川町立青山文庫（佐川町）、吉村虎太郎邸（津野町）、梶原千百年物語り（梶原町）、四万十市立郷土資料館（四万十市）、宿毛歴史館（宿毛市）、ジョン万次郎資料館（土佐清水市）となっている。

石川県でも県立歴史博物館や県立美術館は北陸新幹線の開業にあわせて観光客を誘致するためにリニューアルした。金沢市も20カ所ほどの博物館や美術館をもち、公設財団法人が指定管理者となり運営しているが、いずれも有料館である。

### （3）登録博物館と非登録博物館の状況

二つめの関心事である登録博物館の入館料の取り扱いはどうだろうか。登録博物館と非登録の博物館（博物館相当施設、類似施設）の状況を比べてみよう。サンプル全体のうち、登録博物館は約2割（298館：16%）、非登録の博物館は約8割（1,562館：84%）というように登録博物館の割合が少ない。登録博物館についてみると、無料館は約2割（69館：23%）であるのに比べて、有料館が約8割（228館：77%）となっている。非登録の博物館は、無料館は約4割（635館：41%）、有料館が約6割（924館：59%）となっている。登録博物館と非登録の博物館を比べると、登録博物館の方が無料の割合が低くなっていることが分かる。

博物館法には、「（入館料等）第23条 公立博物館は入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持管理のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」というように登録博物館の入館料を原則無料としている。

しかし、登録博物館の無料館は約2割しかないように有料館が大勢である。しかも非登録博物館は約4割が無料館となっている。博物館法上は、原則無料であるにもかかわらず、登録博物館はその原則をほとんど配慮されてないといえよう。

## 2. なぜ無料ではないのだろうか

それでは、なぜ博物館は無料ではないのだろうか。図書館が無料となっているのに、同じ社会教育機関である博物館は有料館が多いのは、なぜだろうか。

瀧端真理子は、戦後の博物館法制定の前後、当時の博物館関係者は、入館料がある種の入場制限になるという考え方をもち、有料の意味を肯定的に捉えていたことを明らかにした。しかも、戦前の「図書館令」は閲覧料か使用料を徴取することができたこともあり、戦後の博物館・図書館ともに無料入館については本来

の利用者とはいえ人々を排除することが意識され、博物館法と図書館法の制定時には、日本人の方は「無料制によってすべての人々に教育の機会が与えられる」という考え方をもっていなかったが、図書館については占領軍の強い意向により無料閲覧制となった。また、英語圏では博物館の無償化は社会階層の格差是正という見方があるが、日本は今でも博物館を無料化する意味を認識できていないとも指摘している<sup>（註2）</sup>。

そこで、まずは戦前に入館料をめぐる状況についてみることにする。

### （1）棚橋源太郎の見解

博物館事業促進会の理事であった棚橋源太郎は、1929（昭和4）年5月、文部省主催の博物館講習会で入館料について次のように述べている<sup>（註3）</sup>。

成るべく多くの人を入れるには無料入場と云ふことが必要になって来る、それで政府や市あたりで作つて居る博物館は多くは無料入場にして居ります、入場無料は博物館の性質上原則とすべきであります。独逸は貧乏でありますから有料の所が多いやうでありますけれども、亜米利加でも仏蘭西でも英吉利でも国立や市立の大博物館は大概無料で入れて居る、維持に差支ない限りは無料で入れると云ふことを原則としなければならぬ。

併しながら無料入場と云ふことは必ずしも無制限に人を入れると云ふことではないのです。観覧の曜日と時間を制限し観覧の区域を限定する必要があります。美術品には特に其の必要がある。公衆の運んで来る塵埃や日光、湿気、熱、振動等で陳列品に非常な損害を被るからである。（中略）

博物館を余り開放すると様々な弊害が起る、悪用される傾がある。博物館には綺麗な画が陳列されて居り、また珍しい物が沢山列べられて居る、それに室内が清潔で完全な暖の設備がある。さう云ふ所に無制限に人を入れると云ふことになりますと、動もすると博物館が貧乏人や労働者の休憩所に悪用されるやうになる。

このように棚橋は、博物館の入館者数を増やすためには無料がふさわしく、財政的な事情が許す限りは無料を原則にすることを述べている。その一方、無料にして無制限に開放すると資料の保管環境を損なうことや、博物館の環境を害して目的が休憩所になってしまう恐れがあることから、何らかの形で限定した方が良くとも述べている。要するに原則は無料だが、ある種の条件を設けて入場を制限するというものである。

さらに、棚橋が翌年に出版した『眼に訴へる教育機関』<sup>（註4）</sup>でも、この内容が掲載されている。棚橋は、財政的に有料にせざるを得ない場合でも、「少くとも日曜祭日のやうな労働者や、安月給の勤め人の多数入場する日だけは、之れを無料にすべきである。事情已む

を得なければ半額でも差支ない」ということも述べている。博物館は社会教育の有力な機関として、「博物館は社会のあらゆる階層に対し、すべての年齢のものに対して教育と娯楽との設備とを有つてゐる。そして社会のあらゆる人にその門戸を開放し、彼等をして自己を裨益し愉快を感じしめることが出来る」というように、欧米の成人教育の考え方を披露している<sup>(註5)</sup>。

当時の日本では、成人を対象にした社会教育というと、第一次世界大戦後の不安定な経済や社会運動などによる社会不安に対処するために、成人に対しても教化活動が盛んに行われるようになっていた。しかし、棚橋がここで述べていることは、人間の自由平等を保障する公教育の役割、教育の自由の確保、教育の機会の均等の保障を理念とする欧米の成人教育の考え方に近いものであった。

しかし、1930（昭和5）年当時、「農業恐慌の中で「教化振興」に関する通牒が出され、満州事変にいたる時代の中で、行政政策の中心は設置問題から教化的機能重視へと変化していく。1932昭和7年社会教育行政は農林省、内務省中心の地方改良運動（国民更生運動）にのみこまれることとなるが、この一環として博物館にあっては愛郷土精神養成運動として各地に郷土館、偉人館、史跡を生み（以下略）」<sup>(註6)</sup>と伊藤寿朗が指摘するように、こうした背景の中で、それ以後、棚橋は欧米の成人教育や社会教育に関する考え方を語ることはなくなり、それに代わり郷土博物館を地方改良運動の有力な機関とする見解が示されるようになった<sup>(註7)</sup>。

## （2）大垣市立郷土博物館が有料であった理由

1935（昭和10）年に設立された大垣市立郷土博物館の事例をみると、同館は有料であるが、必ずしも入場制限のためだけではなさそうである。同館は1936（昭和11）年に国宝に指定された大垣城天守閣を博物館にしたものである。古武具、文献、歴代藩主の肖像などの郷土資料を陳列品にして開館した。職員数は7名、館長は市長が兼務した。陳列品は476点（1936年5月現在）。観覧料は大人5銭、小人2銭とした。その後、入館料は、大人10銭、小人5銭に値上げしている。当時の『市勢要覧』<sup>(註8・9)</sup>によれば、値上げ以前、1939（昭和14）年の入館者数29,635人（大人20,897、小人8,738）観覧料金収入1,552円（開館日数359日）であったが、1942（昭和17）年度になると、入館者数が32,557人（大人23,069、小人9,488）と増加し、観覧料金も2,632円（開館日数358日）に増額している。入館料を値上げた理由は定かではないが、戦時下に少しでも市の財政を補うためであったようである。

## （3）博物館法における入館料の取り扱い

昭和初年から日本博物館協会が中心になって進めていた博物館令制定のための運動はアジア・太平洋戦争中も続けられた。1940（昭和15）年10月7日に、文部省が「博物館令制定ニ関スル協議会」（学士会館にて）を主催した。当日の会議資料として用意された「博物館令（勅令案）」、「博物館令施行規則（省令案）」、「博物館ノ設備及経営ニ関スル事項（告示案）」、「公立博物館職員令（勅令案）」は、日本の博物館行政上の最初の博物館法案といえるものである。「博物館令（勅令案）」には、「公立博物館ニ於テハ観覧料又ハ附帯施設ノ使用料ヲ徴収スルコトヲ得」というように、文部省は有料の方針を打ち出していた。いずれも1941（昭和16）年4月1日施行を予定して、実際には施行に至らなかったが、当時としては完成された最終素案であったようである<sup>(註10)</sup>。戦時下で、博物館法制定についての取り組みは、それ以降続けられることはなかった。

終戦後、博物館法の草案作成が本格化するようになり、文部省と日本博物館協会をはじめとする博物館関係者との間で、いろいろなやり取りや経緯があった<sup>(註11)</sup>。1946（昭和21）年10月に日本博物館協会の棚橋源太郎が作成した「博物館並類似施設に関する法律案要綱」は博物館法制定に向けた最初の取り組みであった。そこには24項目が掲げられているが、その一つに「一〇、博物館及類似施設は、必要に応じて観覧料並に付属設備の使用料を徴収することが出来る。但この場合は監督官庁の許可を要する」とあるように、「博物館令（勅令案）」を踏まえながらも完全有料化でなく、有料にすることができるという表現に置きかえられた。

その後しばらくして、棚橋が1950（昭和25）年1月頃に作成したと思われる「博物館動植物園法」には、「（入場料）第一二条 国立及び都道府県立の博物館動植物園は、入館料を徴取しないことを原則とする。但し、土地の状況その他の理由により、場内整理のために必要あるときは、少額の入場料及び付帯設備の使用料を徴取することができる」としたように、原則無料の方針に転換した。但し、棚橋がかつて主張したように、博物館の環境を維持するために場内整理が必要となるような場合には有料にすることができるとした。同年11月22日、博物館関係者による「博物館、動物園及び植物園法草案」には、「（入館料等）第二十四条 公立博物館等は、できる限り無料で公開することが望ましい。但し当該博物館等の維持運営のために止むを得ない事情のある場合は、必要な入館料又は入園料等を徴取することができる」とあり、「入館料を徴取しないことを原則とする」は「できる限り無料で公開することが望ましい」、「場内整理」は「維持運営のために止むを得ない事情」というようにそれぞれ表現を変えることになる。

こうした博物館関係者から提出された博物館法の草

案を踏まえて、文部省からは「博物館法案要綱案」(1950年11月頃)、「博物館法草案」(1950年12月11日)(1951年1月8日)、「博物館法案」(1951年2月9日)が出され、博物館関係者からも修正案が出されるなどのやり取りを経て、最終決定案となる「博物館法案」(1951年4月3日)が出来上がった。この経過の中で、入館料の取り扱いについては、博物館関係者による「博物館、動物園及び植物園法草案」の案文がそのまま踏襲されることになった。

この最終決定の法案には、概要説明が付されているが、入館料については次のように触れられている<sup>(註12)</sup>。

公立博物館が無料で公開されることを原則とすることを規定しました。土地の住民の支払う税金によってまかなわれる公立博物館は、その住民の利用について無料で公開されることが望ましいのであります。しかし乍ら博物館が他の社会教育施設に比して相当多額の経費を必要とすることと、現下のひつ迫した地方財政の事情から今直ちに無料にすることは無理がありますので、実情によっては必要な料金を徴収することができることにいたしましたのであります。

これによれば、有料の根拠は、図書館や公民館などの社会教育施設よりも多額の経費がかかることに加えて、戦後復興のために自治体の財政事情が苦しいことを理由にしている。将来、財政事情が好転するようになれば、完全無料にするように読み取ることができる。しかし、現実には昭和30年代以降の高度経済成長期になり、自治体の財政に余裕ができると、博物館は規模や建築、デザインなどを自治体間で競い合い、さらに高額な施設が作られるようになったために、有料化に歯止めがかかることはなかった。

### 3. 無料にすることの意味

#### (1) 社会教育行政の登場

明治政府は国民の教育に着手するにあたり、1872(明治5)年に学制を發布した。学制は、全国を学区に区分して大学校、中学校、小学校を設けることや、教育内容や教員についての基準を定めたように、学校教育は政府の教育政策そのものであった。学制は学校に関する制度を定めたものであり、社会教育に関する規定はなかった。日本の教育制度の最初の時点から学校教育を教育と見なしたことにより、今日でも社会教育は二次的な教育として扱われやすい事情を生み出したといえる。1886(明治19)年に政府の各省の管制が定められた時に文部省の管制の中に、学校教育とともに「通俗教育」を事務することが法令として定められた。この「通俗教育」とは、どのような意味のものであるかといえば、国民を対象にする啓発や教化活動のようなものであった。大正時代後半になると、通俗教育に代わって行政上は「社会教育」という用語が登場した。

1924(大正13)年に文部省の普通学務局に「社会教育課」が設けられて、その事務分掌に①図書館及び博物館に関する事、②青少年団体及び乙女会に関する事、③成人教育に関する事、④特殊学級に関する事、⑤民衆娯楽の改善に関する事、⑥通俗図書認定に関する事、というように具体的に社会教育の内容が明記されている。中央における行政機構の改革に応じて、地方でも同じように改革が行われた<sup>(註13)</sup>。このように戦前の社会教育とは国民の教化活動であったが、博物館は図書館とともに社会教育に位置づけられるようになった。

#### (2) 図書館の無料化

戦後、新しく教育基本法が制定されたが、それを母法とする社会教育法に準拠して図書館法や博物館法が制定された。図書館については、戦前の図書館令(1899年)に「公立図書館ニ於テハ図書閲覧料ヲ徴収スルコトヲ得」となり、1933(昭和8)年の改正では附帯施設の使用料も徴収することができるように追加された。つまり、戦前期の公立図書館は有料でもよかったのである。しかし、アメリカ側の強い意向により、図書館法「第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」というように、無料であることが図書館法(1950年制定)に明文化されたのである。

当時、博物館法の立法に従事した川崎繁によれば、GHQの民間情報教育局(CIE)に図書館の担当官がいたこともあり、その指導により入館料を取らないことになった。公共施設としての図書館の役割に見識をもった担当官がいたために図書館は無料になったことである。しかし、博物館の場合には、そのような指導がなかったために、日本側の関係者で自主的に決めたようで、入館料をどうするかについては、博物館関係者は入館料を無料には出来ないという意見が大勢であったという<sup>(註14)</sup>。こうして今日のように、公立図書館は無料、博物館は有料館が多いという状況を生み出したのである。

### 4. 誰のための博物館なのか

#### (1) 学校教育との関係性

博物館は、社会教育機関という観点からいえば、学校教育との関係性をみておかなければならない。教育は、学校教育と社会教育の両翼から成ることから、その関係性はどうなっているのかを確認することにより、博物館を無料にすることの意味を理解することができるからである。宮原誠一は、社会教育を学校教育と対比させることでその特質を明らかにしている<sup>(註15)</sup>が、ここでは博物館に置き換えて考えてみることにする。

一つには、博物館は学校教育を補完する教育である。学校教育は教科書を中心とした文字を媒体にした教育

手法をとるが、博物館は学校教育では用いられることのない実物資料を展示することにより、教師が教科書を用いた学習を補足することができる。あるいは、教科書と実物を統合した教育をすることができるともいえる。その代表的な手法は博物館を見学することである。

埼玉県の市立博物館は学校との連携を積極的に行っている。さいたま市博物館はその一つである。ここは小学生や中学生を対象にした学習ノートを用意して、順路に従って実物資料の展示を見ることにより、地域の歴史や生活を学習することができるように配慮している。博物館と学校教員が、事前に打ち合わせてから子どもたちが見学する。例えば、縄文時代の展示コーナーには、土器の文様を再現した展示がある。一口に縄文土器と言っても、その文様は、縄文のほかに条痕文、竹管文、撚糸文、押型文など多様であり、「底部の形や器の種類、文様の表し方、装飾の技法が組み合わさり、土器や地域、時期によって共通する特徴をもっています」という解説文を読むと、次の展示コーナーには、市内から出土した実物の縄文土器が編年順に展示されている。「発見コーナー」では、実際に縄文土器や弥生土器、須恵器の土器片に触ることができる。時代を経ると焼成温度が上がるようになるために硬質になることが分かる。

江戸時代の「中山道」の展示コーナーでは、江戸時代に放火を禁止した高札（正徳年間）に、現代かな遣いに改めた読み下し文が添えられているので、それを読むと内容を理解することができる。実物以外にも、「中山道大宮宿」を再現した大型模型を見ると、現在の太宮駅付近の江戸時代の家並みの様子を知ることができる。子どもたちは、自分の能力や知識に応じて展示を見て学習することができるのである。同館では、そのほかにも子ども向けの体験コーナーを設置したり、学校を訪れるアウトリーチ活動などを行ったりしている。

二つには、学校教育の機能を拡張したような博物館らしい教育がある。博物館の講演会や講座などは、学校の授業形態に近いが、博物館の特徴や企画展などに合わせたテーマを設けて、多彩な人たち（学芸員のほかに大学教員など学識経験者）が講師になる。学校と異なる点は、固定化した学習カリキュラムがあるわけではなく、博物館は自由に工夫してテーマを設けることができ、教える側も固定することなく、テーマに則した人選をすることができる。また、誰でも希望すれば自由に参加することができるし、学校のように成績評価をしないことである。また、体験学習会のように、自らが体験する学習もある。歴史系博物館で行われる土器づくりや、勾玉づくり、草鞋づくりなどは、話を聞くだけでなく、むしろ五感を使ってモノづくりを学ぶことができる。自然系博物館の野外観察会では、自然を体感して観察することにより、あるがままの自然

の摂理を学ぶことができる。

三つには、学校教育とは別の博物館独自の教育である。これは学校教育を補完するものでも、それを拡張するようなものでもない。それ自体が組織化されるものであるべきであり、実際にそのようなものが増えつつある。主なものとして、ボランティア、友の会、「自主調査研究グループ」などをあげることができる。

ボランティアは、多くの場合、博物館が組織化して、一般の人達が展示解説や資料整理、受付などを行う。当然ながら一定の研修を受けてから、それぞれの業務を担当する。学芸員の仕事を補助するものであるが、参加者たちは自分の興味関心や能力、適性にあった博物館の活動を通して学ぶことができることから、本質的には、人々による博物館活動への参加であり、博物館活性化のための教育活動である<sup>(註16)</sup>。友の会は、会員制の博物館事業の関連団体である。組織化されたものが多く、それらは会則や役員をもち総会などを開いて運営している。博物館が企画した講演会や見学会などの事業を共同運営することや、自主企画による会員研修や交流会を行う。博物館とは良きパートナーシップの関係をもつ。友の会は、博物館の「良き理解者」の集まりともいえるもので、ボランティアと同じように、博物館活性化のための教育活動である。「自主調査研究グループ」は、博物館の事業などを契機として、参加者たちが自主的に調査研究を行う組織的な団体である。博物館の学芸員の指導や協力は欠かせないが、会員たちが主体的に調査研究をした成果を、博物館で発表会や展示により公開し、調査したデータは博物館の資料にもなる。

例えば、長浜市長浜城歴史博物館の友の会は、600名ほどの会員がいるが、会長・副会長の下に、役員会をおき、活性化検討部会で博物館職員との意思疎通をはかることにより、<sup>きぼろしゅう</sup>黄母衣衆というグループが展示解説や講座の開催、研究部会（人物・古文書解説・古文書整理・美術工芸・考古民俗）、見学会・探訪会などの諸事業を行っている<sup>(註17)</sup>。同館の友の会は、主体的な学習団体である共に、博物館の教育普及活動の担い手にもなっている。

## （2）市民のキャリア支援

筆者は、2007年から、指定管理者（NPO）として野田市郷土博物館の運営に携わっている。同館では、「博物館が市民のキャリアデザインを支援する」活動にも取り組んでいる。ここでいうキャリアデザインとは、市民の一人ひとりが自分らしい生き方をするために、それに必要な知識や経験を身につけて実践することをいう。そのうえで地域コミュニティの一員として自覚をもち、「まちづくり」活動に参加する「まちづくり市民」<sup>(註18)</sup>を目指している。市民のキャリアデザインとは、自立した個人を目指すものであるが、そのために博物館は個

人のキャリア形成を支援することをめざしている。

同館では、市民アート展、市民の文化活動報告展、市民コレクション展などの企画展のほかに、さまざまな事業を行っているが、その一つとして寺子屋講座をあげることができる。寺子屋講座とは、主に市民が講師になり、自らの人生や仕事の技などを参加者に披露する。講師となる市民は参加者と対等な関係性を保ち、これまでのキャリア（生き方）を語る。ちなみに最近、講師を務めた人たちは、高齢者福祉施設経営者、元繊維関係団体職員、マタニティ・セラピスト（整体師）、気象予報士、コウノトリ飼育員、整理収納アドバイザー、元金融機関職員、料理研究家、元東京メトロ職員、快眠アドバイザーなど多士済々である。ほとんどの人たちは、はじめは固辞するが、準備段階から学芸員が相談にのることにより、次第に前向きになる。本番では、語り終えた後に、参加者と自由に意見交換をする。すると、ほとんどの人たちは、「やってよかった」と感想を述べる。講師を経験した人たちは、参加者との対話によって自己承認をすることができるからである。これまでに地元の人達を中心に200人以上が寺子屋講師を経験している。

また、住民たちが地域の歴史や自然などを調べる活動を支援している博物館もある。例えば、福岡県の筑紫野市歴史博物館では、地元の人達による自主的な調査研究グループを支援することに取り組んでいる。それは、地区のコミュニティセンターが主催する歴史講座に協力して講座をする際に、興味や関心をもった住民たちが、自分たちで地域を調べることも指導している。最初は、どこに何があるのかを悉皆調査することから始め、分からないことがあっても文献に頼らずに、地域の人から話を聞くようにする。こうして実際に聞き取りした情報をもとに、さらに文献で調べたり、仲間同士で話し合った成果を冊子にまとめて公表している<sup>(註19)</sup>。

沖縄県の南風原町立南風原文化センターでは、各地区の公民館と連携して公民館で「字」展（会期1週間ほど）を開催している。この展覧会は、各地区の公民館を単位にして、博物館が地区ごとの歴史や文化を紹介する展覧会である。地区の住民たちも参加し、博物館と住民が共に作りあげるものである。展覧会の準備は、学芸員が地区の役員や役場職員、農協職員などの協力を得ながら進めるが、展覧会の期間中は住民たちが自主的に運営に参加する。展示会場では、地区に関する戦前からの年表や地図に住民たちが知っていることを書き込んでいく。博物館では知り得なかった新事実が寄せられるばかりでなく、住民たちにとっては自分たちの地域を見直す良い機会になっている。そのことを契機にして、いくつかの地区では字の歴史をまとめていくところが出てきているという<sup>(註20)</sup>。この試みは、同県の宜野湾市立博物館にも波及した。同館では、地

域との連携企画展「ぎのわんの“字”展」が行われている。市内各地の字を単位に、その土地の考古、歴史、民俗を紹介するとともに、「自治会コーナー」では地区の住民たちが企画して展示をつくることも行われている<sup>(註21)</sup>。

住民達は、地域の内外の様々な人達との交流や協力を得ながら、地域を調べることにより、地域に関心を持ち、地域社会の一員としての役割をもつことを意識する。個人としての「自分」と地域社会における「自分」とのバランスをとることができるようになる。地域のことを通して、実は社会にも視野が広がり、いろいろな疑問も生まれるだろう。その疑問を解決していくため、自分には何ができるのだろうか、身の回りのことから始めることが市民のキャリアデザインである。

### (3) 地域の日常空間としての博物館

博物館は、地域の人びとにとっての憩いや交流の場という機能もある。筆者が携わっている千葉県野田市郷土博物館では、ミッションの一つとして「人やコミュニティが集い交流する博物館」を掲げている<sup>(註22)</sup>。

そのために、観月会、ミュージアムコンサート、呈茶会等の事業を行っている。観月会は毎年、中秋の名月を観る催しである。博物館と同じ敷地内の市民会館に大勢の市民が集う。これまでに能楽、舞踊、クラシック音楽の演奏を鑑賞しながら月見をしている。コンサートは展示室で開催するが、クラシックや童謡、昭和歌謡などの演奏が行われる。呈茶会は、茶道の会の人達の協力により市民会館や茶室で行われている。これらは博物館本来の活動とは言えないものであろうが、参加者たちにとっては癒しや交流の場になっている。そのほかにも、展示室の受付のボランティアとの会話を楽しみに来る人たちがいるし、小学生が学校帰りに立ち寄ることや、開架している全国各地の博物館図録を閲覧する人が来館することもある。博物館は利用者にとって、展示を見るだけでなく、実は様々なニーズに応えることができるのである。

近年、博物館本来の機能（資料の収集、整理保管、調査研究、教育普及）に関連する利用者と分けて、滋賀県立琵琶湖博物館の戸田孝は博物館が癒しの空間になることに着目して、それを博物館の「副次的機能」と呼んでいる。博物館には「集う場」、「居場所の提供」があるし、「人をつなぐ」、「人を元気にする」ことなどが想定されている<sup>(註23)</sup>。ボランティアなどの特定の人達以外の不特定多数の人達が、いつでも利用することのできる博物館は増えており、博物館の社会的な可能性は広がりつつある。

### (4) 観光と博物館

博物館は、国内外からの訪問者に地域の歴史や文化、

自然などを紹介する場ともなっている。その土地を訪れた人たちは、その土地がどのような歴史や文化をもつところなのかを知ることができるが、この場合でも博物館は訪問者に対する教育活動をしているのである。社会教育機関としての博物館は、このような観点から観光を射程に入れてきた。

しかし、近年、国や地方公共団体による観光政策に博物館を用いるのは、社会教育という観点よりは、地域経済の活性化や知名度を上げることを目的にしているようである。2007（平成 19）年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されて、条例により文化スポーツ部局を首長部局に移管し管理、執行することができるようになってから、実際に多くの自治体では首長部局に移管された。

例えば、福井県では、知事が掲げる「福井ふるさと元気宣言」に関連する政策のブランド・観光オンリーワン戦略に県立恐竜博物館が位置づけられた。2009（平成 21）年度に本庁の機構改革が行われた際に、知事部局にはブランド戦略を実現するために「観光営業部」が設置された。観光営業部の基本方針は、福井県の資源を外部に売り込み誘客をはかることにより、知名度や地域経済効果を上げるものである。

同館は、開館当初から教育委員会が所管してきたが、観光営業部のブランド営業課に所管替えとなった。同じように県立の歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館も同じ観光営業部の別の課である文化振興課に所管替えされた。

その後、同館では、開館 10 周年を記念して常設展示の一部をリニューアルした。リニューアルの目玉の一つとして導入した恐竜ティラノサウルスのロボットは臨場感のあるリアルな動きをするため、来館者に人気の展示になっている。テーマパークに見られる楽しさや驚きなどの心理的要素が込められている。また、アメリカから購入した完全な竜脚類カマラサウルスの骨格化石のレプリカを発見されたままの状態で見せたり、「福井県の恐竜」コーナーも拡張したりするなど、教育的な展示の充実化もはかられた。

さらに、民間企業と連携して積極的な広報宣伝を行うようにもなった。いろいろな取り組みをしているが、例えば、JR 西日本から協力を得て、福井駅の改札口に置かれたベンチに座る人物サイズの恐竜フィギュアが来訪者を出迎えている。ミュージアムショップで販売するグッズは企業と提携して開発したものである。「Juratic PR 隊」の広報宣伝活動は、着ぐるみによる宣伝活動を県内ばかりでなく、県外の大規模商業施設、県外観光地等でのイベントにも出張している。恐竜展覧会の企画を全国の各種イベントなどに売り込み、資料と展示をパッケージにして貸し出すことにより、その賃借料を収入にする。映画や TV のロケ地に使用するフィルムコミッションを働きかける。更なる話題づく

りをはかるために、化石発掘の現場を公開する見学棟を開館するとともに、化石発掘体験も開始した。化石発掘地までのツアーバスでは、大阪のユニバーサルスタジオで研修を受けたナビゲーターが案内する。福井県は、2016（平成 28）年度の当初予算の主要事業の一つとして、「恐竜溪谷 100 万人構想」と銘打って、博物館の運営管理費とは別に予算編成し、さらなる恐竜関連事業を推進している。

来館者の状況は、県内は 1 割であり、県外からの観光客が圧倒的に多い。半数以上は関西や東海地方である。2015（平成 27）年に開業した北陸新幹線の影響により、関東からの来館者も増えているという。顧客満足度は高く、リピーターも 3 割ほどと高くなってきている。県外からの来館者が芦原温泉や隣県の山中・山代温泉などに宿泊することにより地域の経済効果を押し上げる。

つまり、同館は、それまでの社会教育に加えて、観光や誘客による経済性、福井県のブランド形成に寄与する施設になっている。

## 5. 何のための博物館なのか

以上のように、博物館を学校教育との関係性や市民のキャリア形成の支援、地域の人達にとっての日常的空間、観光という 4 つの観点からみてきたが、博物館の入館料のあり方は、一概に無料が良い、有料が良くないと断言できるものではなさそうである。つまり、誰のための博物館なのか、そして何を目的にした博物館であるのかが問われることになる。

そのことを考えるために、博物館の入館料のあり方に関する概念図を示す（図 3）。横軸に〈公共性〉、縦軸に〈収益性〉を設定する。この場合の公共性とは、オープン（open）な場所として、誰もがアクセスすることができる空間と定義する<sup>（註 24）</sup>。そして、収益性とは、投じた資本に対してどれだけ利益を上げたかを測る尺度とする。この図は、向かって左にいくほど公共性が高く収益性は低くなるのに対して、右にいくほど公共性は低いが収益性は高くなることを表している。右端の典型例として、娯楽性に富み、高い収益性をめざす

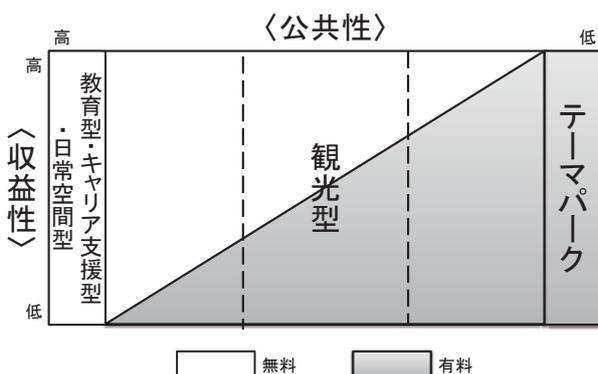


図 3 公立博物館の入館料のあり方に関する概念図

テーマパークをあげることができる。

4で述べた(1)～(4)を博物館のタイプとし、(1)教育型、(2)キャリア支援型、(3)日常空間型、(4)観光型と呼ぶことにする。実際のところは、一つの館が複数のタイプに重複することが多いが、どこに比重が置かれるのかにより分類することができる。

(1)～(3)のタイプは、極めて公共性が高く、収益性を期待することはできないことから左端に位置づけることができる。さいたま市博物館や野田市郷土博物館をはじめ戸田市郷土博物館、浦安市郷土博物館、平塚市博物館、横須賀市自然・人文博物館などの市立館や、秋田県立博物館、佐賀県立博物館などの県立館は無料扱いとなっている。つまり、これらの館を運営する自治体は、利用者にとって博物館を教育機関としている。また、キャリア支援や日常的空間とするところもある。

それと比べて、(4)のタイプは、どうであろうか。このタイプを無料とするか、有料とするかについて自治体の判断は分かれる。観光地に立地する市立館や県立館において無料扱いとなっている典型的な事例は少ない。いくつかの事例の一つとして、佐賀県立佐賀城本丸歴史館をあげることができる。同館は、10代藩主鍋島直正が1838(天保9)年に再建した本丸御殿を忠実に復元した木造建築で、内部に佐賀藩の歴史展示室を設けている。主に観光客を対象者にしているようであるが、来館者から料金を徴収していない。観光客にも教育普及するという姿勢をもっているようである。

観光型の博物館には有料のところが多い<sup>(註25)</sup>。ただし、館によって扱い方が異なる。例えば、埼玉県の川越市立博物館は小中学生を無料にするが、一般200円、大学生・高校生を100円とする。同館は、観光客が多く訪れる川越城本丸御殿の隣接地に位置する。学校教育との連携に積極的に取り組んでいることから、教育的な配慮により小中学生を無料とする一方、一般の観光客などからは入館料を徴収するという考え方のようなものである。長野県の松本市立博物館では、大人(高校生以上)200円、小人(中学生以下)100円というように小中学生も有料としている。国宝松本城天守との共通観覧券(大人610円、小中学生300円)も用意されており、観光客は共通券を購入して来館することが多い。両館とも有料であっても入館料は200円以内となっている。

一方、島根県立古代出雲歴史博物館では、常設展の観覧料は大人610円(1,000円)、大学生410円(600円)、小中高生200円(300円)(括弧は企画展とのセット料金)というように高めになっている。全国有数の観光地の一つである出雲大社の隣接地にあることから、県外からの観光客が立ち寄ることが多い。また、先述した福井県立恐竜博物館は、一般720円、高校生・大学生410円、小・中学生260円というように、さら

に料金設定が高くなっている。ここも県外からの来館者が多く、人気の観光スポットになっている。その要因は、動く恐竜ロボットのようにテーマパーク的な要素を取り入れていることや、広報宣伝などにより注目度が高くなっているからだと思われる。近年、観光型の大型県立館では入館料が高めに設定され、建築や運営経費などの負担を少しでも軽減するために入館料収入をあてている。

つまり、図3のように観光型には、ある程度の幅がある。娯楽性を強調して収入を上げようとする右側に振れることになる。一方、教育などの公共性に配慮すれば左に振れることになる。観光型の有料館は、館ごとにそのあり方が異なるようである。しかし、必要以上に娯楽性を高めて集客性を追い求めるようなことがあると、博物館の枠組みから逸脱した営利目的の見世物的施設になりかねない。教育と娯楽性とは対立する関係性がある。過度な娯楽性に偏った観光施設は博物館の範疇に入るものとはいえない。

2015年11月20日に開催されたユネスコ総会で採択された、「ミュージアムと収蔵品の保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」<sup>(註26)</sup>にも、ミュージアムは社会において経済的な役割を果たすことができるとしているが、「ミュージアムの主要機能を損ねてまで、収入の創出に高い優先度を与えるべきではない。加盟各国は、ミュージアムの主要機能は、社会にとって何よりも重要なものであり、単なる財政的価値に換算しえないことを認識すべきである」としている。

## 6. 結論

以上、博物館の入館料のあり方は、設置者の自治体が博物館を(1)教育型、(2)キャリア支援型、(3)日常空間型、(4)観光型のいずれに位置づけるのかによって取り扱いは異なるようである。しかしながら、博物館はいずれのタイプでも本来、広い意味での教育機関として無料であるべきであろう。その理由は次のようになる。

一つめは、博物館法に規定された無料の原則を再確認することである。博物館法の最終決定の法案に付された概要説明では、将来的には完全無料にする方向性が示されたものの、経済成長に伴う公共事業により博物館も規模が拡大すると、設置者による経費の負担も大きくなり、結局は有料に歯止めをかけることができないままとってきたからである。

二つめに、多様な利用者を対象にした公共性の高い場が博物館である。展示を見学するばかりでなく、学校との連携により学校教育を補完することや、博物館の講演会や講座、自主研究グループやボランティア、友の会活動などもあれば、市民のキャリア支援をすることもできるし、地域の人々のコミュニケーションの

促進や癒しの場という日常空間ともなっているように、その利用価値は高まっている。

三つめに、観光者にも教育的な配慮により、各地の博物館を無料にすれば、その土地の歴史や文化の理解を促すことができる。また近年、海外からの観光客も増えている。大英博物館（British Museum）などのイギリスの国立博物館は世界中の来館者が無料で入館することができる。ロンドン博物館（Museum of London）ばかりでなく地方の公立博物館でも無料のところが多い。海外からの旅行者が気軽に訪れることができ、歴史や文化、自然などについて学ぶことができ、その国についての知識を得ることができるとともに相互理解にもつながる。

## おわりに

2018（平成30）年10月1日から文部科学省では組織再編により生涯学習政策局が総合教育政策局に改められ、同局の社会教育課は名称を変更することになる。さらに、同課が所管していた博物館行政は文化庁の事務として移管される。戦後の社会教育行政の大きな転換を迎えようとしている。このような時期に、改めて公立博物館のあるべき姿を考える上で、本稿が少しでも参考になれば幸いである。

## 註

- (註1) 『日本の博物館総合調査:基本データ集』(2013年12月1日を調査基準日として全国4,045館の博物館を対象に実施した「博物館総合調査」(有効回答2,258館))。平成25～27年度日本学術振興会(JSPS)科学研究費助成事業 基盤研究(B) 課題番号25282079。今回のデータは、<総合><歴史><郷土>の博物館1,860館を対象にするが、『日本の博物館総合調査』(2013年)では総数が2,258館、そのうち<総合><歴史><郷土>の博物館は1,442館を対象にしている。重複する館もあるだろうし、そうでない場合もある。
- (註2) 瀧端真理子2016「日本の博物館はなぜ無料でないのか?—博物館法制定時までの議論を中心に—」追手門学院大学心理学部紀要第10巻
- (註3) 棚橋源太郎1929「博物館施設近時の傾向」博物館研究2—9
- (註4) 棚橋源太郎1930『眼に訴へる教育機関』博物館基本文献集第1巻、大空社1990に所収
- (註5) 註4と同じ
- (註6) 伊藤寿朗1975「博物館法の成立とその時代」博物館学雑誌第1巻第1号
- (註7) 棚橋源太郎1932「郷土博物館と社会教育」

博物館研究5—2

- (註8) 大垣市1940『昭和十四年版大垣市勢要覽』
- (註9) 大垣市1943『昭和十七年版大垣市勢要覽』
- (註10) 樋口秀雄1972『社会教育法制研究資料x iv』日本社会教育学会社会教育法制研究会
- (註11) 日本社会教育学会社会教育法制研究会1972『社会教育法制研究資料x iv』
- (註12) 註11と同じ
- (註13) 今村武俊1972『新訂社会教育行政入門』第一法規株式会社
- (註14) 川崎繁2008「博物館法制定時の事情」博物館学雑誌第34巻1号
- (註15) 宮原誠一1990『社会教育論』国土社
- (註16) 倉田公裕・矢島國雄1997『新編博物館学』東京堂
- (註17) 長浜市長浜城歴史博物館学芸員福井智英氏、友の会会長氏原建士氏、同副会長杳水達雄氏らのご教示による。2018年3月11日調査。
- (註18) 金山喜昭2012『公立博物館をNPOに任せたら—市民・自治体・地域の連携—』同成社
- (註19) 筑紫野市歴史博物館の奥村俊久氏からのご教示による。2018年1月31日調査
- (註20) 南風原町立南風原文化センター学芸員の平良次子氏からのご教示による。2017年5月27日調査
- (註21) 宜野湾市立博物館学芸係長の平敷兼哉氏からのご教示による。2017年5月27日調査
- (註22) 註17と同じ
- (註23) 戸田孝2017「博物館の「副次的機能論」への序論」博物館学雑誌第43巻第1号
- (註24) 齋藤純一2000『公共性』岩波書店
- (註25) 有料館であっても、高齢者、障がい者手帳の保持者、団体割引、学校団体の減免措置などの優遇措置を講じている。
- (註26) 公益財団法人日本博物館協会編2017『ユネスコ勧告集2015年「ミュージアムと収蔵品の保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」1960年「博物館をあらゆる人類に開放する最も有効な方法に関する勧告」』公益財団法人日本博物館協会

## 謝辞

調査では、奥村俊久、平良次子、平敷兼哉、福井智英、氏原建士、杳水達雄の各氏から、ご教示をいただいたことに感謝申し上げます。

(本研究の一部はJSPS科研費JP17K01212の助成を受けたものです)